

教育職員免許課程を履修するにあたって

1. 本学の教職課程の目指すもの

本学では、教職は幼児・児童・生徒の心身の発達にかかわり、それぞれの可能性を最大限に伸ばして、人格形成に大きな影響を与える専門的で創造的な職業であるにとらえています。教員には幼児・児童・生徒たちの未来が託されていると考え、学校教育の成否はその直接の担い手である教員の資質能力によって左右されるものであるという認識を持ち、次のような資質能力を備えた教員の養成を行うことを目的としています。

- (1) 教職に対する強い情熱や使命感、誇りをもって仕事に取り組むことができる教員。
- (2) 幼児・児童・生徒の成長・発達についての深い理解をもつ教員。
- (3) 幼児・児童・生徒に対する教育的愛情や責任感をもつ教員。
- (4) 幼児・児童・生徒に対する実践的指導力、学級づくりの力、魅力ある授業づくりの力、教材解釈の力など、教育の専門家として確かな力量を身につけた教員。
- (5) カウンセリング・マインドを基盤とした生徒指導に関する専門的な知識や技能を身につけた教員。
- (6) 人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など、人格的資質に優れた教員。
- (7) 自己表現力、コミュニケーション能力、メディア・リテラシー、課題解決能力など、社会の変化に適切に対応できる知識・能力を身につけた教員。

また、本学の教育理念である「自立と共生」を踏まえて、自主性、自律性、協調性、創造性や他人を思いやる心などをはぐくむことによって、国民や社会から信頼され、尊敬される教員を育成することを目指しています。

本学の教職課程は、ただ単にみなさんに教員免許状を取得させることを目的としたものではありません。教職課程に登録し、教員を目指すみなさんには、教員免許状取得への高い意識を持つことが求められます。

まず、授業を休んだり遅刻したりすることなく、進んで学びましょう。

授業では、教員の指導を素直に受け入れ、意欲的にさまざまな基礎知識を習得しましょう。

幼児・児童・生徒の成長、安全、健康を第一に考えられる、教育的愛情を育てましょう。

高い倫理観と、困難に立ち向かう強い意志を持ちましょう。

友好的人間関係が築けるように、集団生活でのルールを守り、責任を持って自分の役割を果たしましょう。

場をわきまえた言葉遣いや服装ができるようにしましょう。

教員の姿は幼児・児童・生徒のお手本です。進んで挨拶したり、感謝の気持ちを言葉で表したりできるようにしましょう。

探究心を持ち、授業以外の時間も有効に使って、さまざまな知識や技能を身に付けるように努力しましょう。

大学のサークルや、地域の諸活動、教育現場でのボランティア活動など、積極的に参加しましょう。

このように、幼児・児童・生徒を導く立場として、人間的にも技術的にも多くのことを意欲的に学んでいかなければなりません。

2.本学で取得できる教職免許等について

本学では、次表の教職課程を設置しています。

なお、所属学科に設置された免許以外にも取得可能な免許種、教科もありますが（例えば、経済経営学科の学生が中学校教諭一種免許状（社会）を取得するなど）、卒業要件単位数 124 単位の他に、多くの科目を履修し単位を修得しなければなりません。9頁の説明をよく読んでください。

開設学部・学科	免許状の種類	免許教科
人間学部人間文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
	高等学校教諭一種免許状	国語
	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史
	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
	准学校心理士資格	
人間学部子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	
経済経営学部経済経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
子ども教育学研究科子ども教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
全学部全学科	学校図書館司書教諭資格	

3.教員となるためには

実際に教員となるには、次のような段階を経ることとなります。

- (1) 本学教職課程に登録した上で、教育職員免許法・同法施行規則および本学の教育職員免許課程履修規程に定める所定の科目を履修し、必要な単位を修得する。
- (2) 必要な単位を修得した上で、都道府県教育委員会に教育職員免許状の授与申請を行い、免許状の授与を受ける。
- (3) 免許状の授与を受けた上（もしくは受ける見込み）で、都道府県、政令指定都市、学校法人が行う選考試験に合格し、採用となる。

大学における単位修得以外にも、教員採用試験に向けた計画的な学習と継続的な努力が必要となることに注意してください。

社会経験のある人材を教員として積極的に採用する都道府県もありますので、大学卒業後 3 年から 5 年、民間企業で働いてから教員採用試験を受け、教員になる方法もあります。各都道府県の採用状況及び、希望する免許種の採用動向を研究しながら、自分に合った「教員になる道」を選びましょう。

4.教員免許状一括申請

先述のように、教員免許状は、大学で単位を修得しただけでは受け取ることができません。それぞれの免許要件を備えた上で、都道府県に設置されている教育委員会に申請することが必要です。

この申請の方法には、在学中に大学で申請を行う一括申請と、卒業後に各自で申請をする個人申請があります。

一括申請は、本学に必要な書類を提出することとなり、大学が書類を取りまとめて埼玉県教育局に申請を行います。一括申請した場合は、卒業と同時に教員免許状を受け取ることができます。

この一括申請に関しては、卒業年次の 10 月頃にガイダンスを行います。日時等は掲示やメール等で連絡されますので、見逃すことのないよう掲示板に注意してください。

個人申請は、自治体によって手続きが異なるため、都道府県教育委員会に各自で問い合わせ、必要書類を揃えた上で、郵送または持参によって、各都道府県の取り扱い窓口提出することになります。なお、多くの場合、個人申請の受け付けは 5 月以降です。

教員として就職する場合はもちろん、一般企業に就職するとしても、一括申請がおすすめです。

5.教員・保育士養成支援センター

みなさんが教員免許状を取得するにあたっての履修やささまざまな手続き、教育実習及び介護等体験、関連するボランティア活動などについては、教員・保育士養成支援センターが取り扱っています。疑問点がある場合など、気軽にたずねてみてください。

【教員・保育士養成支援センター】

○場 所 3号館 1階ラウンジ奥

○開設時間 平日 9:00~17:00

なお、教職課程に関する連絡事項は、教員・保育士養成支援センター横に掲示またはメールします。教務課や学生課の掲示板と同じく、毎日必ず確認する習慣をつけてください。

掲示で連絡した内容については、周知されたものとして扱います。実習等に関わる重要な連絡事項もありますので、見落とさないよう注意してください。

6.個人情報の管理について

教育実習の実施にあたり、本学に登録した学生の氏名、住所等の連絡先を実習先の求めに応じて開示することがあります。ただし、実習に必要な用途以外で開示することはありません。（教育実習に関すること以外で情報開示の必要が生じた場合は、その都度、当該学生に了承を得ることとします。）

7.教員免許更新制について

平成21年4月より教員免許更新制が始まりました。教員免許更新制は、教員として必要な技術や知識を一定期間ごとに最新のものとし、その資質能力を保持するための制度です。

みなさんが授与される教員免許状は、その所要資格を得てから10年の有効期限がつくこととなります。例えば、令和8年3月22日に所要資格を得た場合、その10年後の年度末である令和18年3月31日に有効期間満了となります。

なお、「所要資格を得て」ですから、本学の教職課程を履修し終え、大学を卒業することにより学士の資格を得る日、すなわち学位記授与式（卒業式）の日がその起算日となります。

ただし、近年の「教員の多忙化」問題や人材確保の観点等から、文部科学省は令和3年にこの制度を発展的に解消するという方向性を示しました。つまり、教員免許の期限を延ばすために講習等を履修しなくてもよいということになります。その代わりとして、各教育委員会や校長が研修の受講や履歴を管理するという新しい仕組みが導入されようとしています。はやければ、令和4年度中に法制度の改正が行われます。教員免許更新制についての詳細は、文部科学省のホームページで解説されていますので、今後の動向を含めて参照してください。

8.感染症予防にかかる対応について

文部科学省より、「学生が教育実習に参加する前に、麻疹（はしか）の免疫をもっていることと認められる者であるかを確認すること」を求める旨の通知が、全国の教職課程をもつ機関に送付されました。その確認とは、「抗体検査によって、麻疹（はしか）に対する免疫があると医師により認められる」とされています。詳細についてはガイダンスやメール等をとってお知らせします。抗体検査を受けなかった場合、教育実習や介護等体験などの受け入れが認められなくなる場合がありますので、十分に注意してください。

なお、みなさんが受けることになる抗体検査の項目は、麻疹（はしか）、風疹（ふうしん）、水痘（みずぼうそう）、ムンプス（おたふくかぜ）の4種です。

抗体検査の結果、抗体がないことが判明した場合は、各自で医療機関において予防接種を受け、その旨を記載した証明書を大学に提出してください。

この検査・予防接種にかかる費用等は各自の負担となります。

教育職員免許課程への登録について

(一種免許状・学校図書館司書教諭)

1. 幼稚園教諭・小学校教諭

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状の教職課程を履修するには、所定の期間に課程登録を行う必要があります。年度初めのガイダンスでご案内しますので、期限までに教員・保育士養成支援センターに提出してください。

教育実習を実施するにあたって、教育実習登録費が必要になります。これは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。その他の感染症の抗体検査など、実習を実施するにあたって必要な検査等の費用は自己負担になります。

このように、教員免許状取得を目指すためには、多くの費用が必要となります。また、一度納入したこれらの費用は、理由の如何にかかわらず返還しないことになっています。最後までやり遂げる意識をもって、各課程の履修に臨んでください。

2. 中学校教諭・高等学校教諭

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状を取得するための教職課程を履修するには、所定の期間に登録を行う必要があります。まず、年度初めのガイダンスで仮登録申請書に必要事項を記入し、所定の期間内に教員・保育士養成支援センターに提出してください。仮登録に登録費は必要ありません。

4月から教職課程の履修が始まり、秋期の始まる9月に教職課程への本登録を行います。本登録の際には、教職課程履修願に教職課程登録費 40,000 円の証紙を購入、貼付した上で所定の期間内に教員・保育士養成支援センターに提出してください。

この登録費は、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費などに充当されます。

また、教育実習の実施時には教育実習費が別途必要になります。その他、感染症の抗体検査など、実習を実施するにあたって必要な検査等の費用は自己負担になります。

このように、教員免許状取得を目指すためには、登録費のほかにも多くの費用が必要となります。一度納入したこれらの費用は、理由の如何にかかわらず返還しないことになっています。仮登録の期間は、こうした費用の面も含めて、教職を本当に目指したいかどうかを十分に考えていただくための期間です。

なお、教職課程において履修しなければならない科目の一部は、1年次の春期から開講されています。履修し忘れることのないよう注意してください。

4 月	→	9 月
<仮 登 録> ※登録費必要なし	※仮登録期間中であっても、必修科目は履修登録し、出席してください。	<本 登 録> ※登録費 40,000 円

3. 学校図書館司書教諭

学校図書館司書教諭資格は、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの免許状を取得しているか、または取得する見込みであることが前提条件となっています。また、学校図書館司書教諭資格取得のために修得しなければならない科目は、すべて3年次開講となっています。

したがって、学校図書館司書教諭課程を履修するための登録時期は、3年次の春期と秋期、4年次の春期とします。

登録は学校図書館司書教諭課程履修願に学校図書館司書教諭課程登録費 10,000 円の証紙を購入、貼付して所定の期間内に教員・保育士養成支援センターに提出することによって行います。

詳細はガイダンスで説明しますので、希望者は必ず出席してください。ガイダンスの日程は、掲示板でお知らせします。

教育職員免許状を取得するには

教育職員免許状を取得するには、それぞれ免許種別ごとに定められた基礎資格要件を備え、かつ、最低修得単位数以上の単位を修得しなければなりません。

なお、必修科目や単位数等は、各学年によって異なります。詳細については、それぞれの免許種別の項で該当する学年の箇所を参照してください。

必修科目の履修し忘れや、それぞれの科目区分について修得単位数の不足があると教員免許状を取得することはできません。計画的な履修を心がけてください。

幼稚園教諭免許状

種別	本学における基礎資格	教育職員免許法で定められている最低修得単位数			
		領域および保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
一種免許状	学士の資格を有すること	16	21	14	8
専修免許状	修士の学位を有するとともに、取得しようとする免許状の種類に該当する一種免許状を有すること	—	—	24	—

※修得しなければならない単位数及び科目については、13 ページから 19 ページ参照。

小学校教諭免許状

種別	本学における基礎資格	教育職員免許法で定められている最低修得単位数			
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
一種免許状	学士の資格を有すること	30	27	2	8
専修免許状	修士の学位を有するとともに、取得しようとする免許状の種類に該当する一種免許状を有すること	—	—	24	—

※修得しなければならない単位数及び科目については、20 ページから 26 ページ参照。

中学校教諭免許状・高等学校教諭免許状

種別	本学における基礎資格	教育職員免許法で定められている最低修得単位数			
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
中学校教諭 一種免許状	学士の資格を有すること	28	27	4	8
高等学校教諭 一種免許状		24	23	12	

※修得しなければならない単位数及び科目については、27 ページから 52 ページ参照。

【所属学科以外の免許課程を履修する場合の注意点】

自分が所属している学科以外の学科に開設されている免許課程を履修することは、制度上は可能です。しかしながら、卒業要件単位数 124 単位以外にも単位を修得しなければならない科目が多くなり、4 年間で免許状を取得することが困難な場合もあります。そのため、計画的に履修を考え、慎重に時間割を作成する必要があります。

<カリキュラム以外に修得しなければならない科目の例>

①経済経営学科の学生が中学校教諭一種免許状（国語）の免許課程を履修しようとする場合

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
日本文学史概論(古典)(2) 日本文学史概論(近現代)(2) 日本語の文法(2) 教育原理(2) 教職基礎演習Ⅰ(1)	日本語学(概論)(2) 日本語学(各論)(2) 書道(2) 日本漢文学(2) 日本文学講読(近現代)Ⅰ(2) 日本文学講読(近現代)Ⅱ(2) 教職概論(2) 教育心理学(2) 発達心理学(2) 教育課程論(2) 国語科教育法Ⅰ(2) 国語科教育法Ⅱ(2) 教職基礎演習Ⅱ(1)	日本文学特論(古典)(2) 日本文学特論(近現代)(2) 教育社会学(2) 道德教育の研究(2) 特別活動の指導法(2) 教育の方法と技術(ICT活用を含む)(2) 総合的な学習の時間の指導法(1) 教育法規(2) 生徒・進路指導論(2) 教育相談の理論と方法(2) 国語科教育法Ⅲ(2) 国語科教育法Ⅳ(2) 教育実習指導(事前・事後)(1)	教育実習Ⅰ(2) 教育実習Ⅱ(2) 教職実践演習(中高)(2)
9 単位	25 単位	23 単位	6 単位

②経済経営学科の学生が中学校教諭一種免許状（社会）の免許課程を履修しようとする場合

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
日本史概説(2) 西洋史概説(2) 東洋史概説(2) 哲学概論(2) 倫理学概論(2) 教育原理(2) 教職基礎演習Ⅰ(1)	人文地理学(2) 自然地理学(2) 地誌学(2) 日本史資料講読(古代・中世)(2) 日本史資料講読(近世)(2) 日本史資料講読(近現代)(2) 教職概論(2) 教育心理学(2) 発達心理学(2) 教育課程論(2) 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ(2) 社会科・公民科教育法Ⅰ(2) 教職基礎演習Ⅱ(1)	西洋史特論Ⅱ(2) 東洋思想史(2) 教育社会学(2) 道德教育の研究(2) 特別活動の指導法(2) 教育の方法と技術(ICT活用を含む)(2) 総合的な学習の時間の指導法(1) 教育法規(2) 生徒・進路指導論(2) 教育相談の理論と方法(2) 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ(2) 社会科・公民科教育法Ⅱ(2) 教育実習指導(事前・事後)(1)	教育実習Ⅰ(2) 教育実習Ⅱ(2) 教職実践演習(中高)(2)
13 単位	25 単位	23 単位	6 単位

どちらの場合も、経済経営学科のカリキュラム以外の科目を 4 年間合計で 60 単位以上修得する必要があります。そのうち 18 単位は「自由選択科目」として卒業要件単位数 124 単位に算入することができますが、残りの 40 単位以上（20～30 科目）は卒業要件単位数に含めることはできませんので、卒業までに少なくとも合計 164 単位以上を修得しなければなりません。

<子ども発達学科の学生が中高免許課程を履修する場合>

子ども発達学科には、幼稚園教諭免許課程及び小学校教諭免許課程に必要な科目がカリキュラム上に開設されています。これらの科目は中高免許課程に必要な科目と同名の科目が多く設置されていますが、中高免許課程の科目として使用することができません。（例えば子ども発達学科の「教職概論」は、中高免許課程の「教職概論」に充当することはできません。）

したがって、卒業までの 4 年間で中学校、高校の教員免許状を取得することはできません。

【複数の教員免許種を取得しようとする場合の注意点】

教職課程に登録すると、複数の教員免許状を取得することもできます。しかしながら、複数免許種の取得は容易にできるものではありません。以下の点に注意してください。

○中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状の場合

(免許種の組み合わせ例)

- ①中学校教諭一種免許状(国語)と高等学校教諭一種免許状(国語)
- ②中学校教諭一種免許状(社会)と高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

上記以外の組み合わせも制度上は可能です。この例のように、中学校と高等学校といった異なる学校種の組み合わせであっても、同一の免許教科であれば、修得しなければならない科目は多く共通しているので、比較的履修しやすいかもしれません。

しかし、組み合わせ例以外の場合、例えば異なる学科で開設されている免許教科を組み合わせる場合や、国語と社会などのように異なる免許教科を組み合わせる場合は、それぞれの教科に係る科目を履修する必要がありますので、相当数の科目を履修することになります。取れるものは取っておこうといった安易な気持ちで続けることはできません。登録時にはよく考えて選択しましょう。

○幼稚園教諭一種免許状・小学校教諭一種免許状の場合

幼稚園と小学校は、学校種が異なることから、カリキュラムは大きく異なっています。したがって、両方の免許状を取得するためには124単位の卒業要件単位数に加えて40単位の単位修得が必要です。また、これらに加えて保育士資格の取得も希望する場合は、単位に加えて少なくとも5回の実習(合計でおよそ2ヶ月間)が必要となります。

保育士資格・幼稚園教諭・小学校教諭の3種類の資格・免許をすべて取得することは、制度上は可能です。幼保一体化の動き、幼小連携の必要性を考えた時、これらの資格・免許を2つ以上取得することは有意義なことだと言えるでしょう。しかし、日々の努力の積み重ねなしでは、1つの資格・免許さえ取得できないことにもなりかねません。取り組み方によっては、卒業すらままならなくなる可能性もあります。自分の進路をよく考えたうえで選択するようにしましょう。

介護等体験について

1.介護等体験とは

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」の施行により、小学校または中学校の教員免許状を取得しようとする場合は、介護等体験を実施しなければなりません。

この介護等体験は、教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性を考慮して、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状を受けようとする者に、障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの人々との交流等を体験させるために実施するものです。

2.介護等体験の内容

介護等体験は、次表のように3年次以降に社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間実施します。これらは単位としては認定されませんが、事前指導から体験、事後指導までを必ず実施しなければなりません。

体 験 施 設	時 期	期 間
【社会福祉施設】 児童福祉施設、障害児施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、老人福祉施設など。	3年次以降	5日間
【特別支援学校】 障害・病気のある子どもを主たる教育対象とした学校。		2日間
合 計		7日間

3.介護等体験の希望登録

介護等体験の実施を希望する場合は、実施しようとする前年度に介護等体験参加希望届を提出してください。希望届はガイダンスまたは教職課程に係る授業内で配付されます。

介護等体験実施施設の選定は、大学で希望者を取りまとめて申請し、それを基に埼玉県教育委員会、社会福祉協議会が行います。したがって前年度に希望届を提出しなかった場合は、当該年度の介護等体験は実施できません。

また、介護等体験にあたっては介護等体験実施費用 10,000 円がかかります。費用は介護等体験実施年度に徴収されます。

4.介護等体験の事前・事後指導

介護等体験の実施にあたっては、事前・事後指導が行われます。介護等体験では、諸施設でさまざまな障害のある人たちと接することになります。これまでに経験のない事例を体験することもあるでしょう。介護等体験そのものの主旨からしても、事前に相應の知識や心構えなどを学び、終了後には実体験を振り返って、教職の中に活かすことが求められます。

したがって、この事前・事後指導は必ず受けなければなりません。

科目についての注意点

1. 隔年開講の科目

以下の表中の科目は隔年開講（1年おきの開講）となりますので、該当科目を履修する予定の学生は注意してください。

科目名	単位数	配当年次	令和4年度開講	令和5年度開講	令和6年度開講	令和7年度開講
道徳の指導法(中高課程)	2	3～	○	-	○	-
特別活動の指導法(中高課程)	2	3～	-	○	-	○
教育相談の理論と方法(中高課程)	2	3～	○	-	○	-
教育社会学(中高課程)	2	3～	○	-	○	-
生徒・進路指導論(中高課程)	2	2～	-	○	-	○
学校経営と学校図書館	2	3～	○	-	○	-
読書と豊かな人間性	2	3～	-	○	-	○
学校図書館メディアの構成	2	3～	-	○	-	○
学習指導と学校図書館	2	3～	○	-	○	-

幼稚園教諭免許課程

<一種免許状 | 1年次生(令和4年度入学生)・令和4年度編入生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分			本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	11	○教育原理※	1~	2	2
			○教職概論※	2~	2	2
			教育法規※ ○教育社会学※	3~ 3~	2 2	2単位以上
			○教育心理学※ 発達心理学※ 学習心理学※	2~ 2~ 2~	1 2 2	1単位以上
			○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援※	3~	2	2
			○保育・教育課程論※	2~	2	2
			○保育方法論	3~	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 	6	○幼児理解の理論と方法	2~	2	2
			○教育相談の理論と方法※	3~	2	2
			○保育方法論	3~	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習指導(事前・事後)	3~	1	1
			○教育実習Ⅰ	3~	2	2
			○教育実習Ⅱ	4	2	2
			教職実践演習	2	2	2
			○保育・教職実践演習(幼小)	4	2	2

注 1.※印のついている科目は小学校教諭一種免許課程科目を兼ねています。

注 2.教育実習及び「保育・教職実践演習(幼小)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.15 教育実習の項を参照してください。

2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目 (○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
領域に関する専門的事項	健康 人間関係 環境 言葉 表現	○子どもと健康	3~	2	
		幼児体育	1~	1	
		○子どもと人間関係	3~	2	
		○子どもと環境	3~	2	
		○子どもと言葉	3~	2	
		○子どもと表現	3~	2	
		○子どもの歌と表現Ⅰ	2~	1	
		○子どもの歌と表現Ⅱ	2~	1	
		子どもの造形表現	1~	1	
		造形実践演習	2~	1	

保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○保育内容総論	1～	1	
	○保育内容(健康)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(健康)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(人間関係)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(人間関係)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(環境)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(環境)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(言葉)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(言葉)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(表現-音楽)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(表現-音楽)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(表現-造形)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(表現-造形)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(表現-身体)Ⅰ	2～	1	
保育内容(表現-身体)Ⅱ	3～	1		

3. 大学が独自に設定する科目

『大学が独自に設定する科目』は、「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」について、最低修得単位数を超えて修得した単位を充当します。(14単位以上)

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2
体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1～	1	2
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1～	1	
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	1～	1	2単位以上
		英会話Ⅱ	1～	1	
		中国語Ⅰ	1～	1	
		中国語Ⅱ	1～	1	
		韓国語Ⅰ	1～	1	
		韓国語Ⅱ	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	1～	1	
		フランス語Ⅰ	1～	1	
		フランス語Ⅱ	1～	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○情報機器の操作	1～	2	2

教育実習の履修条件

教育実習は、希望すれば誰でも実施できるものではありません。

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次	期間	教育実習(幼稚園)を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3～4年次	—	【教育実習Ⅰ】 ①修得単位数65単位以上(2年次秋期終了時点) ※この条件を満たしていない学生は、実習指導担当教員等の面談を実施したうえで派遣の可否を検討します。 ②「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「子どもの歌と表現Ⅰ」「子どもの歌と表現Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。 ③「保育内容(〇〇)Ⅰ」のうち2科目(そのうち1科目は(表現-音楽)、(表現-造形)、(表現-身体)から選択)を修得済みであること。 ④「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。 【教育実習Ⅱ】 ①「教育実習Ⅰ」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅰ	3年次	2週間以上	
教育実習Ⅱ	4年次	2週間以上	

※ここに記載されている教育実習の実習実施条件は幼稚園のものです。小学校に関しては、小学校教諭免許課程の該当箇所を参照してください。

教育実習について

<幼稚園教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ	3年次 秋期	幼稚園
教育実習Ⅱ	4年次 春期	幼稚園（原則、教育実習Ⅰと同じ幼稚園）

※「教育実習Ⅰ」の単位を修得できない場合は、「教育実習Ⅱ」を実施できません。

<幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状の2つを取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ	3年次 秋期	幼稚園
教育実習Ⅱ	4年次 春期	小学校

※3年次に「教育実習Ⅰ」の単位を修得した後、4年次に「教育実習Ⅱ」の単位を修得できなかった場合は、小一種と幼一種のどちらの免許状も取得できません。

<実習先の選定・依頼について>

幼稚園実習の実習先は、2年次秋期に自分で探して内諾をとることになっています。詳細は「実習園決定のためのガイダンス」で説明されますので、必ず出席してください。学生が内諾をとった後、大学から文書で依頼します。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<「保育・教職実践演習(幼小)」について>

「保育・教職実践演習(幼小)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「保育・教職実践演習(幼小)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位を修得してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施するにあたって、「教育実習登録費」5,000円の納入が必要です。これは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。

教育実習登録費は、いかなる場合でも返還されません。さらに再履修する場合には、改めて納入する必要があります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担です。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分			本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	11	○教育原理※ 子どもの教育の歴史	1~ 3~	2 2	2単位以上
			○教職概論※	2~	2	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法規※ ○教育社会学※	3~ 3~	2 2	2単位以上
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学※ 発達心理学※ 学習心理学※	2~ 2~ 2~	1 2 2	1単位以上
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援※	3~	2	2
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○保育・教育課程論※	2~	2	2
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		○保育方法論	3~	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法	6	○幼児理解の理論と方法	2~	2	2
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育相談の理論と方法※	3~	2	2
	教育実習		○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	3~ 3~ 4	1 2 2	1 2 2
教育実践に関する科目	教職実践演習	2	○保育・教職実践演習(幼小)	4	2	2

注1.※印のついている科目は小学校教諭一種免許課程科目を兼ねています。

注2.教育実習及び「保育・教職実践演習(幼小)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.18 教育実習の項を参照してください。

2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数	
領域に関する専門的事項		国語※	2~	2	国語、算数、生活、音楽、 図画工作及び 体育のうち一以上の科目を履修し、必修科目を含め合計7単位以上	
		算数※	2~	2		
		生活※	3~	2		
		音楽※	1~	2		
		○音楽実技Ⅰ※	1~	1		
		○音楽実技Ⅱ※	1~	1		
		○子どもの歌と伴奏法Ⅰ※	2~	1		
		○子どもの歌と伴奏法Ⅱ※	2~	1		
		図画工作	図画工作※	1~		2
		保育教材研究(絵画・造形)	造形演習(平面・立体)	1~		1
		2~	1			
		体育	体育※	2~		2
		幼児体育Ⅰ	1~	1		
		幼児体育Ⅱ	2~	1		

保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○保育内容指導法	1～	2	
	○保育内容総論	1～	1	
	○保育内容(健康)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(健康)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(人間関係)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(人間関係)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(環境)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(環境)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(言葉)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(言葉)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(表現-音楽)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(表現-音楽)Ⅱ	3～	1	
	○保育内容(表現-造形)Ⅰ	2～	1	
	保育内容(表現-造形)Ⅱ	3～	1	
○保育内容(表現-身体)Ⅰ	2～	1		
保育内容(表現-身体)Ⅱ	3～	1		

注 1.※印のついている科目は、小学校教諭一種免許課程科目を兼ねています。

3. 大学が独自に設定する科目

『大学が独自に設定する科目』は、「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」について、最低修得単位数を超えて修得した単位を充当します。(14単位以上)

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2単位
体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1～	1	2単位
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1～	1	
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ(初級)	1～	1	2単位以上
		英会話Ⅱ(中級)	1～	1	
		中国語Ⅰ(初級)	1～	1	
		中国語Ⅱ(中級)	1～	1	
		韓国語Ⅰ(初級)	1～	1	
		韓国語Ⅱ(中級)	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ(初級)	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ(中級)	1～	1	
		フランス語Ⅰ(初級)	1～	1	
フランス語Ⅱ(中級)	1～	1			
情報機器の操作	2	○情報機器の操作	1～	2	2単位

教育実習の履修条件

教育実習は、希望すれば誰でも実施できるものではありません。

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次	期間	教育実習(幼稚園)を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3～4年次	—	【教育実習Ⅰ】 ①修得単位数65単位以上(2年次秋期終了時点) ※この条件を満たしていない学生は、実習指導担当教員等の面談を実施したうえで派遣の可否を検討します。 ②「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「音楽実技Ⅰ」「音楽実技Ⅱ」「保育内容指導法」の単位をすべて修得済みであること。 ③「保育内容(〇〇)Ⅰ」のうち2科目(そのうち1科目は(表現-音楽)、(表現-造形)、(表現-身体)から選択)を修得済みであること。 ④「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。 【教育実習Ⅱ】 ①「教育実習Ⅰ」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅰ	3年次	2週間以上	
教育実習Ⅱ	4年次	2週間以上	

※ここに記載されている教育実習の実習実施条件は幼稚園のものです。小学校に関しては、小学校教諭免許課程の該当箇所を参照してください。

教育実習について

<幼稚園教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ	3年次 秋期	幼稚園
教育実習Ⅱ	4年次 春期	幼稚園（原則、教育実習Ⅰと同じ幼稚園）

※「教育実習Ⅰ」の単位を修得できない場合は、「教育実習Ⅱ」を実施できません。

<幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状の2つを取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ	3年次 秋期	幼稚園
教育実習Ⅱ	4年次 春期	小学校

※3年次に「教育実習Ⅰ」の単位を修得した後、4年次に「教育実習Ⅱ」の単位を修得できなかった場合は、小一種と幼一種のどちらの免許状も取得できません。

<実習先の選定・依頼について>

幼稚園実習の実習先は、2年次秋期に自分で探して内諾をとることになっています。詳細は「実習園決定のためのガイダンス」で説明されますので、必ず出席してください。学生が内諾をとった後、大学から文書で依頼します。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<「保育・教職実践演習(幼小)」について>

「保育・教職実践演習(幼小)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「保育・教職実践演習(幼小)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位を修得してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施するにあたって、「教育実習登録費」5,000円の納入が必要です。これは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。

教育実習登録費は、いかなる場合でも返還されません。さらに再履修する場合には、改めて納入する必要があります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担です。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

<専修免許状（令和4年度入学生）>

修得しなければならない単位数及び科目

1.大学が独自に設定する科目

免許法施行規則による科目区分	科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	子どもの言葉特論（幼稚園）	1	2	必修科目 2 単位含め 24 単位以上
	子どもの造形表現特論	1	2	
	子どもの環境特論	1	2	
	教材・環境開発演習	2	2	
	教育人間学特論※	1	2	
	子ども発達特論※	1	2	
	学習心理学特論※	1	2	
	発達障害支援特論※	1	2	
	子どもと家庭支援特論※	2	2	
	学校マネージメント特論※	2	2	
	多文化子ども教育特論	2	2	
	教育方法学特論※	1	2	
	○幼稚園教育実践演習	1	2	
地域連携プロジェクト演習※	2	2		

注:※印のついている科目は小学校教諭専修免許課程科目を兼ねています。

○印のついている科目は修了の為の必修科目です。

<専修免許状（令和3年度入学生）>

修得しなければならない単位数及び科目

1.大学が独自に設定する科目

免許法施行規則による科目区分	科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	教育人間学特論※	1	2	24 単位選択必修
	子ども発達特論※	1	2	
	発達障害支援特論※	1	2	
	学校マネージメント特論※	2	2	
	教育方法学特論※	1	2	
	多文化子ども教育特論	2	2	
	子どもの言葉特論※	1	2	
	子どもの数・図形概念特論※	1	2	
	子どもの造形表現特論※	1	2	
	教育実践研究特論※	1	2	
	カリキュラム開発特論※	1	2	
	教育メディア特論※	2	2	
	○幼稚園教育実践演習	1	2	
	教材・環境開発演習※	2	2	
	地域連携プロジェクト演習※	2	2	

注:※印のついている科目は小学校教諭専修免許課程科目を兼ねています。

○印のついている科目は修了の為の必修科目です。

小学校教諭免許課程

＜一種免許状 | 1 年次生(令和 4 年度入学生)・令和 4 年度編入生＞

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	11	○教育原理※	1～	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論※	2～	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法規※ ○教育社会学※	3～ 3～	2 2	2 単位以上
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学※ 発達心理学※ 学習心理学※	2～ 2～ 2～	1 2 2	1 単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援※	3～	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○保育・教育課程論※	2～	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	○道徳の指導法	3～	2	2
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	3～	1	1
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2
	教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT活用を含む)	3～	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2～	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談の理論と方法※	3～	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習指導(事前・事後)	3～	1	1
			○教育実習Ⅰ	3～	2	2
			○教育実習Ⅱ	4	2	2
	教職実践演習		2	○保育・教職実践演習(幼小)	4	2

注 1.※印のついている科目は幼稚園教諭一種免許課程科目を兼ねています。

注 2.教育実習及び「保育・教職実践演習(幼小)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。21～22 頁を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目に関する科目（○印のついている科目は必修科目）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	履修方法等
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語	2～	2	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、体育及び家庭のうち一以上の科目を履修し、合計 10 単位以上
	社会	社会	3～	2	
	算数	算数	2～	2	
	理科	理科	3～	2	
	生活	生活	3～	2	
	音楽	音楽	1～	2	
		音楽実技Ⅰ	1～	1	
		音楽実技Ⅱ	1～	1	
	図画工作	図画工作	1～	2	
	家庭	家庭	1～	2	
体育	体育	2～	2		
外国語	子ども英語	2～	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語（書写を含む）	○初等教科教育法(国語)	3～	2	
	社会	○初等教科教育法(社会)	3～	2	
	算数	○初等教科教育法(算数)	3～	2	
	理科	○初等教科教育法(理科)	3～	2	
	生活	○初等教科教育法(生活)	3～	2	
	音楽	○初等教科教育法(音楽)	3～	2	
	図画工作	○初等教科教育法(図画工作)	3～	2	
	家庭	○初等教科教育法(家庭)	3～	2	
	体育	○初等教科教育法(体育)	3～	2	
	外国語	○初等教科教育法(英語)	3～	2	

3. 大学が独自に設定する科目（○印のついている科目は必修科目）

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(小学校)Ⅰ	1	1	2 単位
○教職基礎演習(小学校)Ⅱ	2	1	
教職基礎演習(小学校)Ⅲ	3	1	

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（○印のついている科目は必修科目）

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1～	1	2 単位
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1～	1	
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	1～	1	
	中国語Ⅰ	1～	1	
	中国語Ⅱ	1～	1	
	韓国語Ⅰ	1～	1	
	韓国語Ⅱ	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	1～	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○情報機器の操作	1～	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習は、希望すれば誰でも実施できるものではありません。

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次(予定)	期間	教育実習(小学校)を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3～4 年次		「教職概論」「教育原理」「保育・教育課程論」「教育心理学」及び「初等教科教育法(〇〇)」10 科目のうち 2 科目以上の単位を修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅰ	4 年次	2 週間以上	
教育実習Ⅱ	4 年次	2 週間以上	

※ここに記載されている教育実習の実習実施条件は小学校のものです。

教育実習について

<小学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ	4年次 春期	小学校(教育実習Ⅰ・Ⅱ連続して同じ小学校で実施)

<小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ	3年次 秋期	幼稚園
教育実習Ⅱ	4年次 春期	小学校

※3年次に「教育実習Ⅰ」の単位を修得した後、4年次に「教育実習Ⅱ」の単位を修得できなかった場合は、小一種と幼一種のどちらの免許状も取得できません。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、原則として川口市内の小学校となります。実習を実施する前年度に大学から川口市教育委員会に対して文書による実習の依頼をし、川口市教育委員会から実習先の指定を受けます。

<「教育実習指導(事前・事後)」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。(3年次開講科目である「初等教科教育法〇〇」は除く。)

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<「保育・教職実践演習(幼小)」について>

「保育・教職実践演習(幼小)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「保育・教職実践演習(幼小)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施するにあたって、5,000円の「教育実習登録費」が必要になります。これは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。

教育実習関連費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	11	○教育原理※	1～	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論※	2～	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法規※ ○教育社会学※	3～ 3～	2 2	2単位以上
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学※ 発達心理学※ 学習心理学※ 発達の理解と援助	2～ 2～ 2～ 3～	1 2 2 2	1単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援※	3～	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○保育・教育課程論※	2～	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	○道徳の指導法	3～	2	2
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2
	総合的な学習の時間の指導法		○教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	3～	2	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2～	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育相談の理論と方法※	3～	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習指導(事前・事後)	3～	1	1
			○教育実習Ⅰ	3～	2	2
			○教育実習Ⅱ	4	2	2
	教職実践演習	2	○保育・教職実践演習(幼小)	4	2	2

注 1.※印のついている科目は幼稚園教諭一種免許課程科目を兼ねています。

注 2.教育実習及び「保育・教職実践演習(幼小)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。24～25頁を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目に関する科目（○印のついている科目は必修科目）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	履修方法等
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語※	2～	2	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 図画工作、 体育及び家庭のうち以上の科目を履修し、合計 10 単位以上
	社会	社会	3～	2	
	算数	算数※	2～	2	
	理科	理科	3～	2	
	生活	生活※	3～	2	
	音楽	音楽※	1～	2	
		音楽実技Ⅰ※	1～	1	
		音楽実技Ⅱ※	1～	1	
		子どもの歌と伴奏法Ⅰ※	2～	1	
		子どもの歌と伴奏法Ⅱ※	2～	1	
		図画工作	図画工作※	1～	
	家庭	家庭	1～	2	
	体育	体育※	2～	2	
	外国語	子ども英語	2～	2	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	国語（書写を含む）	○初等教科教育法(国語)	3～	2	
	社会	○初等教科教育法(社会)	3～	2	
	算数	○初等教科教育法(算数)	3～	2	
	理科	○初等教科教育法(理科)	3～	2	
	生活	○初等教科教育法(生活)	3～	2	
	音楽	○初等教科教育法(音楽)	3～	2	
	図画工作	○初等教科教育法(図画工作)	3～	2	
	家庭	○初等教科教育法(家庭)	3～	2	
	体育	○初等教科教育法(体育)	3～	2	
	外国語	○初等教科教育法(英語)	3～	2	

注 1.※印のついている科目は幼稚園教諭一種免許課程科目を兼ねています。

3. 大学が独自に設定する科目（○印のついている科目は必修科目）

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(小学校)Ⅰ	1	1	2 単位
○教職基礎演習(小学校)Ⅱ	2	1	

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（○印のついている科目は必修科目）

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1～	1	2 単位
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1～	1	
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	1～	1	
	中国語Ⅰ	1～	1	
	中国語Ⅱ	1～	1	
	韓国語Ⅰ	1～	1	
	韓国語Ⅱ	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	1～	1	
フランス語Ⅰ	1～	1	1～	
フランス語Ⅱ	1～	1		
情報機器の操作	○情報機器の操作	1～	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習は、希望すれば誰でも実施できるものではありません。

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次(予定)	期間	教育実習(小学校)を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3～4 年次		「教職概論」「教育原理」「保育・教育課程論」「教育心理学」及び「初等教科教育法(〇〇)」10 科目のうち 2 科目以上の単位を修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅰ	4 年次	2 週間以上	
教育実習Ⅱ	4 年次	2 週間以上	

※ここに記載されている教育実習の実習実施条件は小学校のものです。

教育実習について

<小学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ	4年次 春期	小学校(教育実習Ⅰ・Ⅱ連続して同じ小学校で実施)

<小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

科目名	実施時期	学校種
教育実習Ⅰ	3年次 秋期	幼稚園
教育実習Ⅱ	4年次 春期	小学校

※3年次に「教育実習Ⅰ」の単位を修得した後、4年次に「教育実習Ⅱ」の単位を修得できなかった場合は、小一種と幼一種のどちらの免許状も取得できません。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、原則として川口市内の小学校となります。実習を実施する前年度に大学から川口市教育委員会に対して文書による実習の依頼をし、川口市教育委員会から実習先の指定を受けます。

<「教育実習指導(事前・事後)」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。(3年次開講科目である「初等教科教育法〇〇」は除く。)

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<「保育・教職実践演習(幼小)」について>

「保育・教職実践演習(幼小)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「保育・教職実践演習(幼小)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施するにあたって、5,000円の「教育実習登録費」が必要になります。これは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。

教育実習関連費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

<専修免許状（令和4年度入学生）>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則による科目区分	科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	子どもの言葉特論（小学校）	1	2	必修科目 2 単位含め 24 単位以上
	子どもの数・図形概念特論	1	2	
	子どもの科学認識特論	1	2	
	教育メディア特論	2	2	
	カリキュラム開発特論	1	2	
	教育実践研究特論	1	2	
	教育人間学特論※	1	2	
	子ども発達特論※	1	2	
	学習心理学特論※	1	2	
	発達障害支援特論※	1	2	
	子どもと家庭支援特論※	2	2	
	学校マネージメント特論※	2	2	
	子どもと道徳特論	1	2	
	教育方法学特論※	1	2	
	○小学校教育実践演習	1	2	
	いじめ・自殺・不登校問題演習	2	2	
地域連携プロジェクト演習※	2	2		

注:※印のついている科目は幼稚園教諭専修免許課程科目を兼ねています。

○印のついている科目は修了の為の必修科目です。

<専修免許状（令和3年度入学生）>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則による科目区分	科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	教育人間学特論※	1	2	24 単位選択必修
	子ども発達特論※	1	2	
	発達障害支援特論※	1	2	
	学校マネージメント特論※	2	2	
	教育方法学特論※	1	2	
	子どもの言葉特論※	1	2	
	子どもの数・図形概念特論※	1	2	
	子どもの科学認識特論	1	2	
	子どもの造形表現特論※	1	2	
	教育実践研究特論※	1	2	
	カリキュラム開発特論※	1	2	
	教育メディア特論※	2	2	
	子どもと道徳特論	1	2	
	小学校授業実践演習○	1	2	
	教材・環境開発演習※	2	2	
	いじめ・自殺・不登校問題演習	2	2	
地域連携プロジェクト演習※	2	2		

注:※印のついている科目は幼稚園教諭専修免許課程科目を兼ねています。

○印のついている科目は修了の為の必修科目です。

中学校教諭（国語）
高等学校教諭（国語）
免許課程

<一種免許状 | 1年次生(令和4年度入学生)・令和4年度編入生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10	○道徳の指導法	3～	2	2(中免のみ必修)
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	3～	1	1
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2
	教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT活用を含む)	3～	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	高8	○生徒・進路指導論	2～	2	2
	生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	3～	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	中5	○教育実習指導(事前・事後)	3～	1	中免:5単位 高免:3単位 (教育実習Ⅱは中免のみ)
		高3	○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	4 4	2 2	
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	

注1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は18単位です。履修のてびきを参照してください。

注2. 「道徳の指導法」及び「教育実習Ⅱ」は高等学校教諭の免許課程の単位には含みません。

注3. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。次頁教育実習の項を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	履修方法等
教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	○日本語学(概論) ○日本語学(各論) ○日本語の運用 文章作成法 ○言語学 日本語の文法	1~ 2~ 1~ 1~ 1~ 1~	2 2 2 2 2 2	必修科目中免 18 単位、高免 16 単位を含め、合計 20 単位以上 いずれか 1 科目 選択必修 中免のみ必修
	国文学 (国文学史を含む)	○日本文学入門 ○日本文学史概論(古典) ○日本文学史概論(近現代) 日本文学講読(古典)Ⅰ 日本文学講読(古典)Ⅱ 日本文学講読(近現代)Ⅰ 日本文学講読(近現代)Ⅱ 日本文学特論(古典) 日本文学特論(近現代)	1~ 1~ 1~ 2~ 2~ 2~ 2~ 3~ 3~	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	漢文学	中国古典文学 日本漢文学	2~ 2~	2 2	
	書道(書写を中心とする)	○書道	2・3	2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	2~ 2~ 2~ 2~	2 2 2 2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修	

注.表中、「国語科教育法Ⅰ~Ⅳ」「教育実習指導(事前・事後)」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習(中高)」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(中高)Ⅰ ○教職基礎演習(中高)Ⅱ	1 2	1 1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上)

注.「教職基礎演習(中高)Ⅰ」及び「教職基礎演習(中高)Ⅱ」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1~	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技) ○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1~ 1~	1 1	2 単位
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ 英会話Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 単位以上
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○情報機器の操作	1~	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を 100 単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4 年次 4 年次	3週間以上	「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3~4 年次 4 年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4 年次 4 年次	3週間以上	

教育実習について

<中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を4年次に同中学校において連続して3週間以上実施します。

<高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」を4年次に高等学校において連続して2週間以上実施します。

<中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

原則として、4年次に「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を中学校または高等学校のいずれかで、連続して3週間以上実施します。ただし強い希望があり、実習期間の重複しないことが明らかな場合には、4年次に「教育実習Ⅱ」を中学校において連続して2週間以上、「教育実習Ⅰ」を高等学校において連続して2週間以上実施して取得することも可能です。中学校と高等学校、どちらの実習も行いたいという学生はあらかじめ実習担当教員に相談してください。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うことになります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

＜一種免許状 | 2～4 年次生(平成 31～令和 3 年度入学生)・平成 31～令和 3 年度編入生＞

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2 単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2 単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2 単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2 単位
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10	○道徳の指導法	3～	2	2(中免のみ必修)
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2 単位
	総合的な学習の時間の指導法		○教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	3～	2	2 単位
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	高 8	○生徒・進路指導論	2～	2	2 単位
	生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	3～	2	2 単位
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			3～	2	2 単位
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	3～ 4 4	1 2 2	中免: 5 単位 高免: 3 単位 教育実習Ⅱは 中免のみ
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	2 単位

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は 18 単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 「道徳の指導法」及び「教育実習Ⅱ」は高等学校教諭の免許課程の単位には含みません。

注 3. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。次頁教育実習の項を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	履修方法等	
教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	○日本語学(概論) ○日本語学(各論) ○日本語の運用 文章作成法 ○言語学 日本語の文法	2~ 2~ 1~ 1~ 1~ 1~	2 2 2 2 2 2	必修科目中免 18 単位、高免 16 単位 を含め、合計 20 単 位以上	
	国文学 (国文学史を含む)	○日本文学入門 ○日本文学史概論(古典) ○日本文学史概論(近現代) 日本文学講読(古典)Ⅰ 日本文学講読(古典)Ⅱ 日本文学講読(近現代)Ⅰ 日本文学講読(近現代)Ⅱ 日本文学特論(古典) 日本文学特論(近現代)	1~ 1~ 1~ 2~ 2~ 2~ 2~ 3~ 3~	2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	漢文学	中国古典文学 日本漢文学	2~ 2~	2 2		いずれか 1 科目 選択必修
	書道(書写を中心とする)	○書道	2・3	2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	2~ 2~ 2~ 2~	2 2 2 2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修		

注.表中、「国語科教育法Ⅰ～Ⅳ」「教育実習指導(事前・事後)」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習(中高)」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	2	1	

注.「教職基礎演習(中高)Ⅰ」及び「教職基礎演習(中高)Ⅱ」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1~	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1	1	2 単位
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1~	1	
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ(初級)	1~4	1	2 単位 以上
	英会話Ⅱ(中級)	1~4	1	
	中国語Ⅰ(初級)	1~4	1	
	中国語Ⅱ(中級)	1~4	1	
	韓国語Ⅰ(初級)	1~4	1	
	韓国語Ⅱ(中級)	1~4	1	
	ドイツ語Ⅰ(初級)	1~4	1	
	ドイツ語Ⅱ(中級)	1~4	1	
	フランス語Ⅰ(初級)	1~4	1	
フランス語Ⅱ(中級)	1~4	1		
情報機器の操作	○情報機器の操作	1	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を 100 単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4 年次 4 年次	3 週間以上	「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3~4 年次 4 年次	2 週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4 年次 4 年次	3 週間以上	

教育実習について

<中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を4年次に同中学校において連続して3週間以上実施します。

<高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」を4年次に高等学校において連続して2週間以上実施します。

<中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

原則として、4年次に「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を中学校または高等学校のいずれかで、連続して3週間以上実施します。ただし強い希望があり、実習期間の重複しないことが明らかな場合には、4年次に「教育実習Ⅱ」を中学校において連続して2週間以上、「教育実習Ⅰ」を高等学校において連続して2週間以上実施して取得することも可能です。中学校と高等学校、どちらの実習も行いたいという学生はあらかじめ実習担当教員に相談してください。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うこととなります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することとなります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

中学校教諭（社会）

高等学校教諭（地理歴史）

免許課程

＜一種免許状 | 1 年次生(令和 4 年度入学生)・令和 4 年度編入生＞

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2 単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10	○道徳の指導法	3～	2	2(中免のみ必修)
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	3～	1	1
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2
	教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT 活用を含む)	3～	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	高 8	○生徒・進路指導論	2～	2	2
	生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	3～	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	中 5	○教育実習指導(事前・事後)	3～	1	中免: 5 単位 高免: 3 単位 (教育実習 II は中免のみ)
		高 3	○教育実習 I ○教育実習 II	4 4	2 2	
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は 18 単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 「道徳の指導法」及び「教育実習 II」は高等学校教諭の免許課程の単位には含みません。

注 3. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。35 頁教育実習の項を参照してください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

【中学校教諭一種免許状（社会）】

（○印のついている科目は必修科目）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
教科に関する専門的事項	日本史及び外国史	○日本史概説 日本史資料講読（古代・中世） 日本史資料講読（近世） 日本史資料講読（近現代） 日本史特論（近世以前） 日本史特論（明治以降） 日本思想史 ○西洋史概説 西洋史特論Ⅰ 西洋史特論Ⅱ 西洋思想史 ○東洋史概説 東洋史特論Ⅰ 東洋史特論Ⅱ 東洋史特論Ⅲ 東洋思想史	1～ 2～ 2～ 2～ 3～ 3～ 2～ 1～ 3～ 3～ 2～ 1～ 3～ 3～ 3～ 2～	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修科目を含め、 20 単位以上
	地理学 (地誌を含む)	○人文地理学 ○自然地理学 ○地誌学	2～ 2～ 3～	2 2 2	
	「法学、政治学」	法学 政治学 民法	1～ 2～ 2～	2 2 2	「法学」又は 「政治学」のい ずれか 1 科目 選択必修
	「社会学、経済学」	○社会学Ⅰ ○社会学Ⅱ ジェンダー学 家族論Ⅰ 家族論Ⅱ 経済学入門 経済学総論	1～ 1～ 1～ 2～ 2～ 1～ 1	2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論 倫理学概論	1～ 1～	2 2	いずれか 1 科 目選択必修
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2～ 2～ 2～ 2～	2 2 2 2		

【高等学校教諭一種免許状（地理歴史）】

（○印のついている科目は必修科目）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
教科に関する専門的事項	日本史	○日本史学入門 ○日本史概説 日本史資料講読（古代・中世） 日本史資料講読（近世） 日本史資料講読（近現代） 日本史特論（近世以前） 日本史特論（明治以降） 日本思想史	1～ 1～ 2～ 2～ 2～ 3～ 3～ 2～	2 2 2 2 2 2 2 2	必修科目 16 単位を含め、 合計 20 単位 以上修得
	外国史	○西洋史学入門 ○西洋史概説 西洋史特論Ⅰ 西洋史特論Ⅱ 西洋思想史 ○東洋史概説 東洋史特論Ⅰ 東洋史特論Ⅱ 東洋史特論Ⅲ 東洋思想史	1～ 1～ 3～ 3～ 2～ 1～ 3～ 3～ 3～ 2～	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	人文地理学及び自然地理学	○人文地理学 ○自然地理学	2～ 2～	2 2	
	地誌	○地誌学	3～	2	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2～ 2～	2 2	

注.前表および上表の科目のうち、「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」「教育実習指導（事前・事後）」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習（中高）」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免：計4単位以上、高免：計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	2	1	

注.「教職基礎演習(中高)Ⅰ」及び「教職基礎演習(中高)Ⅱ」の単位は卒業要件単位数124単位には含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1~	2	2単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技) ○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1~ 1~	1 1	2単位
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ 英会話Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2単位以上
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○情報機器の操作	1~	2	2単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。

次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を100単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4年次 4年次	3週間以上	「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」中免の場合は「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」、高免の場合は「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3~4年次 4年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4年次 4年次	3週間以上	

教育実習について

<中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を4年次に同中学校において連続して3週間以上実施します。

<高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」を4年次に高等学校において連続して2週間以上実施します。

<中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

原則として、4年次に「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を中学校または高等学校のいずれかで、連続して3週間以上実施します。ただし強い希望があり、実習期間の重複しないことが明らかな場合には、4年次に「教育実習Ⅱ」を中学校において連続して2週間以上、「教育実習Ⅰ」を高等学校において連続して2週間以上実施して取得することも可能です。中学校と高等学校、どちらの実習も行いたいという学生はあらかじめ実習担当教員に相談してください。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うこととなります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することとなります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担となります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

＜一種免許状 | 2～4 年次生(平成 31～令和 3 年度入学生)・平成 31～令和 3 年度編入生＞

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2 単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2 単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2 単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2 単位
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2 単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	3～
特別活動の指導法	○特別活動の指導法	3～	2		2 単位	
総合的な学習の時間の指導法	○教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	3～	2		2 単位	
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○生徒・進路指導論	2～	2		2 単位	
生徒指導の理論及び方法	○教育相談の理論と方法	3～	2		2 単位	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習 I ○教育実習 II	3～ 4 4	1 2 2	中免: 5 単位 高免: 3 単位 教育実習 II は中免のみ
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	2 単位

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は 18 単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 「道徳の指導法」及び「教育実習 II」は高等学校教諭の免許課程の単位には含みません。

注 3. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。35 頁教育実習の項を参照してください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

【中学校教諭一種免許状（社会）】

（○印のついている科目は必修科目）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
教科に関する専門的事項	日本史及び外国史	○日本史概説 日本史資料講読（古代・中世） 日本史資料講読（近世） 日本史資料講読（近現代） 日本史特論（近世以前） 日本史特論（明治以降） 日本思想史 ○西洋史概説 西洋史特論Ⅰ 西洋史特論Ⅱ 西洋思想史 ○東洋史概説 東洋史特論Ⅰ 東洋史特論Ⅱ 東洋史特論Ⅲ 東洋思想史	1～ 2～ 2～ 2～ 3～ 3～ 2～ 1～ 3～ 3～ 2～ 1～ 3～ 3～ 3～ 2～	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修科目を含め、 20 単位以上
	地理学 （地誌を含む）	○人文地理学 ○自然地理学 ○地誌学	2～ 2～ 3～	2 2 2	
	「法学、政治学」	法学 政治学 民法	1～ 2～ 2～	2 2 2	「法学」又は 「政治学」のい ずれか 1 科目 選択必修
	「社会学、経済学」	○社会学Ⅰ ○社会学Ⅱ ジェンダー学 家族論Ⅰ 家族論Ⅱ 経済学入門 経済学総論	1～ 1～ 1～ 2～ 2～ 1～ 1	2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論 倫理学概論	1～ 1～	2 2	いずれか 1 科 目選択必修
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2～ 2～ 2～ 2～	2 2 2 2		

【高等学校教諭一種免許状（地理歴史）】

（○印のついている科目は必修科目）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
教科に関する専門的事項	日本史	○日本史学入門 ○日本史概説 日本史資料講読（古代・中世） 日本史資料講読（近世） 日本史資料講読（近現代） 日本史特論（近世以前） 日本史特論（明治以降） 日本思想史	1～ 1～ 2～ 2～ 2～ 3～ 3～ 2～	2 2 2 2 2 2 2 2	必修科目 16 単位を含め、 合計 20 単位 以上修得
	外国史	○西洋史学入門 ○西洋史概説 西洋史特論Ⅰ 西洋史特論Ⅱ 西洋思想史 ○東洋史概説 東洋史特論Ⅰ 東洋史特論Ⅱ 東洋史特論Ⅲ 東洋思想史	1～ 1～ 3～ 3～ 2～ 1～ 3～ 3～ 3～ 2～	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	人文地理学及び自然地理学	○人文地理学 ○自然地理学	2～ 2～	2 2	
	地誌	○地誌学	3～	2	
	各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ ○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2～ 2～	2 2	

注.前表および上表の科目のうち、「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」「教育実習指導（事前・事後）」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習（中高）」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免：計4単位以上、高免：計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	2	1	

注.「教職基礎演習(中高)Ⅰ」及び「教職基礎演習(中高)Ⅱ」の単位は卒業要件単位数124単位には含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技) ○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1 1～	1 1	2単位
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ(初級) 英会話Ⅱ(中級) 中国語Ⅰ(初級) 中国語Ⅱ(中級) 韓国語Ⅰ(初級) 韓国語Ⅱ(中級) ドイツ語Ⅰ(初級) ドイツ語Ⅱ(中級) フランス語Ⅰ(初級) フランス語Ⅱ(中級)	1～4 1～4 1～4 1～4 1～4 1～4 1～4 1～4 1～4 1～4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2単位以上
情報機器の操作	○情報機器の操作	1	2	2単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。

次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を100単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4年次 4年次	3週間以上	「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」中免の場合は「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」、高免の場合は「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4年次 4年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4年次 4年次	3週間以上	

教育実習について

<中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を4年次に同中学校において連続して3週間以上実施します。

<高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」を4年次に高等学校において連続して2週間以上実施します。

<中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

原則として、4年次に「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を中学校または高等学校のいずれかで、連続して3週間以上実施します。ただし強い希望があり、実習期間の重複しないことが明らかな場合には、4年次に「教育実習Ⅱ」を中学校において連続して2週間以上、「教育実習Ⅰ」を高等学校において連続して2週間以上実施して取得することも可能です。中学校と高等学校、どちらの実習も行いたいという学生はあらかじめ実習担当教員に相談してください。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うこととなります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することとなります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

中 学 校 教 諭 (英 語)

高 等 学 校 教 諭 (英 語)

免 許 課 程

<一種免許状 | 1年次生(令和4年度入学生)・令和4年度編入生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	○道徳の指導法	3～	2	2(中免のみ必修)
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	3～	1	1
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2
	教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT活用を含む)	3～	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2～	2	2
	生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	3～	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	3～ 4 4	1 2 2	中免:5単位 高免:3単位 (教育実習Ⅱは中免のみ)
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	2

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は18単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 「道徳の指導法」及び「教育実習Ⅱ」は高等学校教諭の免許課程の単位には含みません。

注 3. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。次頁教育実習の項を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
教科に関する専門的事項	英語学	○英語Ⅰ ○英語Ⅱ ○英語学(概論) 英語学(各論) ○英語音声学 英語学特論(文法論) 英語学特論(意味論・語用論) 英語史	1 1 1~ 2~ 2~ 2~ 2~ 3~	1 1 2 2 2 2 2	必修科目12単位を含め、合計20単位以上
	英語文学	○英語圏文学入門 英語圏文学概論 英語圏文学講読 英語圏文学特論	1~ 1~ 2~ 3~	2 2 2 2	
	英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション	3~	2	
	異文化理解	○英語圏文化概論 地域文化論Ⅲ	1~ 2~	2 2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○英語科教育法Ⅰ ○英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2~ 2~ 2~ 2~	2 2 2 2	中免:8単位必修 高免:4単位必修

注.前表・上表の科目のうち、「英語科教育法Ⅰ~Ⅳ」「教育実習指導(事前・事後)」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習(中高)」の単位は卒業要件単位数124単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	1	1	左記必修2単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免:計4単位以上、高免:計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	2	1	

注.「教職基礎演習(中高)Ⅰ」及び「教職基礎演習(中高)Ⅱ」の単位は卒業要件単位数124単位には含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1~	2	2単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技) ○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1~ 1~	1 1	2単位
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ 英会話Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2単位以上
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○情報機器の操作	1~	2	2単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。

次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を100単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4年次 4年次	3週間以上	「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3~4年次 4年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4年次 4年次	3週間以上	

教育実習について

<中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を4年次に同中学校において連続して3週間以上実施します。

<高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」を4年次に高等学校において連続して2週間以上実施します。

<中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

原則として、4年次に「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を中学校または高等学校のいずれかで、連続して3週間以上実施します。ただし強い希望があり、実習期間の重複しないことが明らかな場合には、4年次に「教育実習Ⅱ」を中学校において連続して2週間以上、「教育実習Ⅰ」を高等学校において連続して2週間以上実施して取得することも可能です。中学校と高等学校、どちらの実習も行いたいという学生はあらかじめ実習担当教員に相談してください。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うことになります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

＜一種免許状 | 2～4 年次生(平成 31～令和 3 年度入学生)・平成 31～令和 3 年度編入生＞

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2 単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2 単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2 単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2 単位
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10	○道徳の指導法	3～	2	2(中免のみ必修)
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2 単位
	総合的な学習の時間の指導法		○教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	3～	2	2 単位
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	高 8	○生徒・進路指導論	2～	2	2 単位
	生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	3～	2	2 単位
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	中 5	○教育実習指導(事前・事後)	3～	1	中免: 5 単位 高免: 3 単位 教育実習Ⅱは 中免のみ
		高 3	○教育実習Ⅰ	4	2	
			○教育実習Ⅱ	4	2	
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	2 単位

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は 18 単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 「道徳の指導法」及び「教育実習Ⅱ」は高等学校教諭の免許課程の単位には含みません。

注 3. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。次頁教育実習の項を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
教科に関する専門的事項	英語学	○英語Ⅰ ○英語Ⅱ ○英語学(概論) 英語学(各論) ○英語音声学 英語学特論(文法論) 英語学特論(意味論・語用論) 英語史	1 1 1~ 2~ 2~ 2~ 2~ 3~	1 1 2 2 2 2 2	必修科目 12 単位を含め、合計 20 単位以上
	英語文学	○英語圏文学入門 英語圏文学概論 英語圏文学講読(近現代) 英語圏文学特論(近現代)	1~ 1~ 2~ 3~	2 2 2 2	
	英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション	3~	2	
	異文化理解	○英語圏文化概論 地域文化論Ⅲ	1~ 2~	2 2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○英語科教育法Ⅰ ○英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2~ 2~ 2~ 2~	2 2 2 2	中免: 8 単位必修 高免: 4 単位必修

注.前表・上表の科目のうち、「英語科教育法Ⅰ~Ⅳ」「教育実習指導(事前・事後)」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習(中高)」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免: 計 4 単位以上、高免: 計 12 単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	2	1	

注.「教職基礎演習(中高)Ⅰ」及び「教職基礎演習(中高)Ⅱ」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1~	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技) ○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1 1~	1 1	2 単位
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ(初級) 英会話Ⅱ(中級) 中国語Ⅰ(初級) 中国語Ⅱ(中級) 韓国語Ⅰ(初級) 韓国語Ⅱ(中級) ドイツ語Ⅰ(初級) ドイツ語Ⅱ(中級) フランス語Ⅰ(初級) フランス語Ⅱ(中級)	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 単位以上
情報機器の操作	○情報機器の操作	1	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を 100 単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4 年次 4 年次	3週間以上	「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3~4 年次 4 年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3~4 年次 4 年次	3週間以上	

教育実習について

<中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を4年次に同中学校において連続して3週間以上実施します。

<高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合>

原則として、「教育実習Ⅰ」を4年次に高等学校において連続して2週間以上実施します。

<中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合>

原則として、4年次に「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」を中学校または高等学校のいずれかで、連続して3週間以上実施します。ただし強い希望があり、実習期間の重複しないことが明らかな場合には、4年次に「教育実習Ⅱ」を中学校において連続して2週間以上、「教育実習Ⅰ」を高等学校において連続して2週間以上実施して取得することも可能です。中学校と高等学校、どちらの実習も行いたいという学生はあらかじめ実習担当教員に相談してください。

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うことになります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

高等学校教諭（商業）
免許課程

<一種免許状 | 1年次生（令和4年度入学生）・令和4年度編入生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

（○印のついている科目は必修科目）

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低習得単位数	
科目	各科目に含めることが必要な事項						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	2～	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	3～	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2 2	2 2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	2～	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	○総合的な学習の時間の指導法	3～	1	1	
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	3～	2	2	
	教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT活用を含む）	3～	2	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2～	2	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談の理論と方法	3～	2	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	○教育実習指導（事前・事後）	3～	1	3	
			○教育実習Ⅰ	4	2		
	教職実践演習	2	○教職実践演習（中高）	4	2	2	

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は18単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。次頁以降の教育実習の項を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	履修方法等
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	○経済学	1～	2	必修科目 10 単位を含め、合計 20 単位以上
		ミクロ経済学	2～	2	
		マクロ経済学	2～	2	
		金融論	1～	2	
		○経営学総論	1	2	
		企業論	2～	2	
		国際経営論	3～	2	
		マーケティング論	2～	2	
		人的資源管理	3～	2	
		経営財務論Ⅰ	2～	2	
		○初級簿記	1	2	
		○会計学総論	1～	2	
		財務諸表論Ⅰ	1～3	2	
		原価計算論Ⅰ	2～	2	
		管理会計論Ⅰ	2～	2	
		税務会計論Ⅰ	2～	2	
		国際会計論	2～	2	
		租税法Ⅰ	2～	2	
		企業法Ⅰ	2～	2	
	企業法Ⅱ	2～	2		
職業指導	○職業指導	3～	2		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○商業科教育法Ⅰ	2～	2	
		○商業科教育法Ⅱ	2～	2	

注.前表・上表の科目のうち、「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」「教育実習指導(事前・事後)」「教育実習Ⅰ」「教職実践演習(中高)」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

『大学が独自に設定する科目』は、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充当します。(12 単位以上)

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1～	1	2 単位
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1～	1	
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1～4	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	1～4	1	
	中国語Ⅰ	1～4	1	
	中国語Ⅱ	1～4	1	
	韓国語Ⅰ	1～4	1	
	韓国語Ⅱ	1～4	1	
	ドイツ語Ⅰ	1～4	1	
	ドイツ語Ⅱ	1～4	1	
	フランス語Ⅰ	1～4	1	
	フランス語Ⅱ	1～4	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○情報機器の操作	1～	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を 100 単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
高等学校教諭一種免許状	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	4 年次	2 週間以上	「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。

注.原則として、「教育実習Ⅰ」(2 週間以上)は 4 年次に高等学校で実施します。

教育実習について

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うことになります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。

＜一種免許状 | 2～4 年次生(平成 31～令和 3 年度入学生)・平成 31～令和 3 年度編入生＞

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

(○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則による科目区分		本学での必要単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
科目	各科目に含めることが必要な事項					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	○教育原理	1～	2	2 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2～	2	2 単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	3～	2	2 単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	2～ 2～	2 2	2 単位以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	3～	2	2 単位
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2～	2	2 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動の指導法	8	○特別活動の指導法	3～	2	2 単位
	総合的な学習の時間の指導法		○教育方法論(総合的な学習の時間の指導法を含む)	3～	2	2 単位
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2～	2	2 単位
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談の理論と方法	3～	2	2 単位		
教育実践に関する科目	教育実習	3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習 I	3～ 4	1 2	3 単位
	教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	4	2	2 単位

注 1. 上記表上のほとんどの科目は子ども発達学科の専門科目であり、子ども発達学科以外の学生が履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。ただし、含めることのできる単位数の上限は 18 単位です。履修のてびきを参照してください。

注 2. 教育実習及び「教職実践演習(中高)」には履修(実施)するための手続きや条件があります。次頁以降の教育実習の項を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目

(○印のついている科目は必修科目)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	履修方法等
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	○経済学	1～	2	必修科目 10 単位を含め、合計 20 単位以上
		ミクロ経済学	2～	2	
		マクロ経済学	2～	2	
		金融論	1～	2	
		○経営学総論	1	2	
		企業論	2～	2	
		国際経営論	3～	2	
		マーケティング論	2～	2	
		人的資源管理	3～	2	
		経営財務論Ⅰ	2～	2	
		○初級簿記	1	2	
		○会計学総論	1～	2	
		財務諸表論Ⅰ	1～3	2	
		原価計算論Ⅰ	2～	2	
		管理会計論Ⅰ	2～	2	
		税務会計論Ⅰ	2～	2	
		国際会計論	2～	2	
		租税法Ⅰ	2～	2	
		企業法Ⅰ	2～	2	
	企業法Ⅱ	2～	2		
	職業指導	○職業指導	3～	2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○商業科教育法Ⅰ	2～	2	
		○商業科教育法Ⅱ	2～	2	

注.前表・上表の科目のうち、「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」「教育実習指導(事前・事後)」「教育実習Ⅰ」「教職実践演習(中高)」の単位は卒業要件単位数 124 単位には含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目

『大学が独自に設定する科目』は、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充当します。(12 単位以上)

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (○印のついている科目は必修科目)

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学で修得すべき科目	配当年次	単位数	最低修得単位数
日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	1～	2	2 単位
体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	1	1	2 単位
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	1～	1	
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ(初級)	1～4	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ(中級)	1～4	1	
	中国語Ⅰ(初級)	1～4	1	
	中国語Ⅱ(中級)	1～4	1	
	韓国語Ⅰ(初級)	1～4	1	
	韓国語Ⅱ(中級)	1～4	1	
	ドイツ語Ⅰ(初級)	1～4	1	
	ドイツ語Ⅱ(中級)	1～4	1	
	フランス語Ⅰ(初級)	1～4	1	
	フランス語Ⅱ(中級)	1～4	1	
情報機器の操作	○情報機器の操作	1	2	2 単位

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。(※教育実習実施までに、卒業要件単位を 100 単位以上修得していることが望ましい。)

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
高等学校教諭一種免許状	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	4 年次	2 週間以上	「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席した上、派遣審査に合格した者。

注.原則として、「教育実習Ⅰ」(2 週間以上)は 4 年次に高等学校で実施します。

教育実習について

<実習先の選定・依頼について>

実習先は、実際に実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。その上で、大学に実習先への正式な手続きを申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書による実習の依頼をします。なお、4年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習は4年次春期終了時までには実施できるよう、依頼する必要があります。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不相当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

なお、この場合の最終的な実習実施の可否の判断については、当該科目の定期試験の結果をもって判断することとし、再試験の結果は考慮に入れないこととする。

<「教職実践演習(中高)」について>

「教職実践演習(中高)」は、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられています。このため本学では、「教職実践演習(中高)」を受講するためには、4年次春期を終了した時点で、免許取得に必要な教育実習の単位を全て修得していることを条件としています。

4年間で免許を取得できるよう、計画的に単位修得をするように注意してください。

2.教育実習実施手続きと必要な費用

教育実習を実施する際には、教職課程への登録とは別に、事前に申請しなければなりません。

教育実習では実習校に実習費を納入する必要があります。そのため、教育実習を実施する際には、1回の実習について12,000円（令和元年度実績）の教育実習費が必要になります。この教育実習費は、大学が徴収し、実習校に支払うことになります。

教育実習費は、実習の途中で中断したり、不合格になったりした場合でも返還されません。さらに再履修する場合には改めて納入することになります。詳しくはガイダンス等で説明します。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担になります。

3.教育実習の中止について

教育実習中に実習生としてふさわしくない行為や実習先からの中止要請があった場合などは、実習期間中であっても実習中止を指示する場合があります。